

鞍手町商品開発支援事業補助金 Q&A

R6.6.1 現在

1. 目的

Q1. 商品開発支援事業補助金の目的を教えてください。

A1. 町内の商工事業者や農業者が取り組む本事業を支援することで、特産品や地場産業の消費が拡大され、地域経済が活性化されます。また、本町の知名度向上や地域事業者の経営意欲の向上につなげることを目的としています。

2. 対象事業、経費などについて

Q2. 商品開発の対象は食品のみですか？

A2. 町の地域資源を活かした商品又はふるさと納税返礼品となりうるものであれば食品以外も対象となります。

Q3. なぜ、対象を農業者にまで拡張したのか？

A3. 農業者は商品開発に対する原材料の提供のほか、自らが生産、加工、販売に携わる、いわゆる6次化産業としての商品開発に取り組んでいただき、農商工が一体となり地域経済の活性化に寄与して頂きたいとの考えからです。

Q4. 新たな商品を必ず完成させなければなりませんか？

A4. 商品開発に“取り組む”事業が対象となります。実際に販売する商品が完成しなくとも、試作品作成等、新たな商品の調査・研究・開発に該当すれば、補助金の対象となります。

Q5. 補助金の交付決定前に補助対象経費に係る原材料購入や機械設備等のリースを実施してよいのでしょうか？

A5. 補助対象経費に係る購入等の実施は、補助金の申請後、補助金交付決定通知書を受けてから行ってください。補助金交付前に補助対象経費に係る購入等を実施した場合には、補助金は交付されません。

Q6. 事業内容の変更又は中止がある場合はどうしたらいいのでしょうか？

A6. 当初の申請内容に変更がありましたら、早めに産業振興課へご相談いただき、変更申請書を提出してください。

Q7. 複数商品の開発を考えています。商品ごとに申請書を提出する必要があるのでしょうか？

A7. 補助金の交付は同一事業者につき1会計年度内につき1回となっています。複数の商品を開発する場合でも申請数は1件となります。

Q8. パッケージデザインの変更は商品開発となりますか？

A8. デザインの変更のみでは対象となりません。パッケージそのものの機能性やイメージが向上などといった商品が従来品よりも優れた品質にする必要があります。

Q9. 領収書を紛失してしまった

A9. 支払を証明する書類がないものについては対象経費となりません。

Q10. 国や県、他の団体の補助金を申請済（又は申請予定）ですが、鞍手町商品開発支援事業補助金も申請できますか？

Q10. 国や県等の補助金と重複しない補助対象経費であれば対象となります。

3. 審査・採択について

Q11. プレゼンテーションは必ず行うのですか？

A11. 必ず行うのではなく、提案書の内容や申請者数によって行うことがあります。

Q12. プレゼンテーションはどのように行うのですか？

A12. 申請時に提出していただく「提案書」を用いて、どのような商品を開発されるのか熱い思いをPRしてください。

Q13. 審査はどのように行うのですか？

A13. 提出書類の内容を確認し、プレゼンテーションを経て、①妥当性、②実現性、③優位性、④継続性、⑤地域貢献、⑥地域連携、⑦波及効果の審査基準に基づき審査会において専門家等のご意見をいただきながら、審査を行います。

4. 補助金

Q14. 補助金は、先着順ですか？

A14. 予算の範囲内で補助を行うため、申請書類一式が提出された順に審査を行います。交付決定額が予算額に達した時点で終了します。

Q15. 補助金は、必ずもらえますか？

A15. 補助金の申請は、補助金の交付を約束するものではありません。必要に応じて申請者の方にプレゼンテーションを行っていただき、審査を行ったうえで交付決定をするため、審査の結果、補助金が交付できない場合もあります。

Q16. 補助金は前払いで交付できますか？

A16. 本事業の補助金交付は、実績があって行われるものですので、支払いは事後（各種補助金対象経費の支払を済ませていただいた後）になります。実際に補助金の請求をしていただく際は、補助対象経費を支払ったことがわかる書類を添付していただき、町で確認した後、支払いを行うこととなりますので十分注意してください。

5. その他

Q17. 申請の時期はいつですか？

A17. 6月3日（月）から随時受付しています。提出期限はありません。

Q18. 申請した事業が年度内に完了しない場合はどうなりますか？

A18. 年度内での実績報告書の提出をもって補助金の額を確定し交付を行いますので、年度内に事業が完了しない（事業完了後、実績報告書が提出できない場合を含む）ときは、いかなる場合も交付は受けられません。判明した時点で、年度内完成までの事業計画へ変更を行うか、申請を取り下げ（中止）してください。

Q19. 交付決定を受けたが、忙しく全く事業が行えなかった。

A19. 事業が実施できない見込みがあった時点で、必ず中止の申し出を速やかに行ってください。

Q20. 他の事業者と連携して行う商品開発は該当するのか？

A20. 2社（者）以上の異なる業種の事業者が連携し、鞍手町商品開発支援事業補助金交付要綱の趣旨にあたるような商品の開発を行うのであれば、該当することもありますので、事前に鞍手町役場又は鞍手町商工会にご相談ください。

• A社（者） B社（者）
既存商品 → 仕入れ → パッケージングした商品の販売 …… ×

• A社（者）
B社（者）の2社（者）以上で企画、検討 → 新しい商品の開発 …… ○